



「江戸絵画名品展」
(於：ロシア・モスクワ)



「縄文—日本における美の誕生」展
(於：フランス・パリ)

(イ) イタリアとの交流・協力

文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと日伊文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、積極的な交流を行っています。平成29年度からは自然災害による文化財建造物の危機評価に関する協力等の共同プロジェクトが進行しています。

(ウ) 文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知）により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する行為等が罰則の対象となっています。

第12節 博物館・劇場等の振興

1 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、平成30年10月の組織再編時に、博物館に関する事務を文部科学省から文化庁へ移管しました。文化庁は、博物館全体を所管する立場から、博物館のさらな

る振興に取り組むこととしています。

2019（令和元）年9月にはICOM（国際博物館会議）京都大会2019が開催されます。この大会は諸外国に対し我が国の文化を発信する絶好の機会であり、国内外の博物館ネットワークの活用・強化を図るとともに、開催に向けて関係機関と連携しながら必要な協力を行うこととしています。

（1）博物館への支援

地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、学芸員の資格認定試験や、博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等を実施しています。

また、博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、国内外の文化芸術の発信拠点としての機能が充実するよう、複数の博物館により構成される博物館コンソーシアムによる共同展示や共同研修、多言語による情報発信等の取組を推進する「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」（平成30年度採択実績：4件）や、美術館・博物館を中核とした、関係機関との連携による文化クラスター（文化集積地）創出に向けた地域文化資源の一体的整備に関する取組を支援する「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」（平成30年度採択実績：90件）等、様々な支援を行っています。

さらに、国立美術館・博物館は、多くの方に来訪していただけるよう、平成28年9月から開館時間を延長して週2回の夜間開館（金・土曜日は20時まで、東京国立博物館は金・土曜日21時まで）や、夜間開館と連動した、コンサート・野外シネマなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。

（2）美術品補償制度の導入等

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、平成31年3月末現在で37件（30年度は7件）の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。平成30年度は17件の展覧会で公開するために借り受けた美術品等を指定しました。

（3）登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置^{*2}が設けられています。平成31年3月末現在までに、80件（9,234点）の美術品が登録美術品として登録さ

^{*2} 相続税の物納の特例措置：相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。これまでに5件の美術品が物納されている。

れています。

(4) 国立施設の取組

①国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館が設置されています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、6館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行っています*3。

「国立映画アーカイブ」は、平成30年4月に東京国立近代美術館フィルムセンターを改組し、我が国で唯一の国立映画専門機関として独立しました。収集・保存・活用機能を一体的に強化し、より一層、我が国の映画文化振興を図ります。

各国立美術館は、定期的に企画展を開催しており、平成30年度は、「生誕150年 横山大観展」(東京国立近代美術館)、「生誕110年 東山魁夷展」(京都国立近代美術館)、「ルーベンス展—バロックの誕生」(国立西洋美術館)、「プーシキン美術館展—旅するフランス風景画」(国立国際美術館)、「ルーヴル美術館展 肖像芸術—人は人をどう表現してきたか」(国立新美術館)などを開催しました。国立映画アーカイブは、「国立映画アーカイブ開館記念 映画を残す、映画を活かす。」の上映などを行いました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています*4。同機構は、所蔵する国宝・重要文化財を含む約12万8千件(平成29年度末現在)の文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。平成30年度には、特別展「縄文—1万年の美の鼓動」(東京国立博物館)、特別展「京のかたな 匠のわざと雅のこころ」(京都国立博物館)、「第70回正倉院展」(奈良国立博物館)、特別展「至上の印象派展 ビュールレ・コレクション」(九州国立博物館)などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所は、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、ミャンマー等アジア諸国を中心とした文化財保存修復協力、ネパールにおける復興支援など、国際交流も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や文化財担当の専門職員などに対する研修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、日本政府とユネスコの協定に基づき設置され、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究を強化する拠点の一つとして様々な活動を行っています。

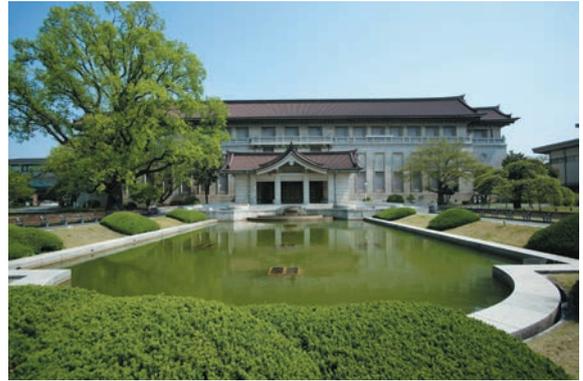
さらに、国立文化財機構は東日本大震災における被災文化財等救援事業を担当した経験を踏まえ、平成26年度から文化庁の補助金による文化財防災ネットワーク推進事業を実施し

*3 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>

*4 参照：<https://www.nich.go.jp/>

ています。今後起こり得る大規模災害から地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産を守るため、地方公共団体・各種関係団体とのネットワーク構築等を進めています。

平成30年7月には、文化財の「保存」と「活用」の両立に留意しながらVRなどの先端技術を用いたコンテンツ開発、収蔵品の貸与促進などの事業を推進する「文化財活用センター」を設置しました。また、東京国立博物館は、日本の文化を世界へ発信する中心的な役割を担うために、インバウンドを含めた来館者の満足度向上を目指し、多言語対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含んだ「トールハク新時代プラン」を公表して、新たなサービスに取り組んでいます。



東京国立博物館 本館

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています*5。

平成30年度は、展示活動については、展示を活用した学習支援活動に体系的に取り組み活性化を図るとともに、今後の常設展示の将来構想と地球館Ⅱ期の改修に関する基本計画を基に、引き続き改修の準備を進めました。また、入館者の要望に応え資料解説を改善及び追加するなどにより、展示の魅力を一層感じられる観覧環境を整えました。



調査研究の成果や標本資料を生かした常設展

さらに、「人体—神秘への挑戦—」、「昆虫」、明治150年記念「日本を変えた千の技術博」等の特別展のほか、企画展として、沖縄旧石器時代研究の最新情報を紹介した「沖縄の旧石器時代が熱い!」、博物館の標本や資料の種類や標本づくりのプロセスに焦点をあてて紹介した「標本づくりの技—職人たちが支える科博—」、弥生時代人骨研究をめぐる研究の歴史や最新の研究成果を紹介した「砂丘に眠る弥生人—山口県土井ヶ浜遺跡の半世紀—」等を開催しました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供するため、展示を活用したコミュニケーション活動や利用者の特性に応じた講座・観察会等を実施するとともに、全国約30か所での博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」の実施、自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象にした専門的研修や大学院生等を対象にしたサイエンスコミュニケーター*6の養成を行っています。

加えて、国立科学博物館の有する知的・人的・物的資源を活かし、全国各地の科学系博物館等と連携協働して、巡回展示や学習支援活動、研修等を実施しています。例えば平成30年度には、北海道博物館協会や北海道博物館と連携し、道内の複数箇所での研修や、観光に係るシンポジウムを実施しました。また巡回展示や学習支援活動などを共に実施し、博物館

*5 参照：<http://www.kahaku.go.jp>

*6 サイエンスコミュニケーター：人と自然と科学が共存する持続可能な社会を育むため、誰もが科学について主体的に考え行動するきっかけを提供し、人と人あるいは科学と社会をつなげる人材。

活動の魅力向上に向けた考え方や事業手法の共有を図りました。

④国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設です*7。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展示会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

平成30年度は、「平成30年度収蔵品展 建築からまちへ1945-1970 戦後の都市へのまなざし」（6月9日～9月9日）、「明治期における官立高等教育施設の群像 旧制の専門学校、大学、高等学校などの実像を建築資料からさぐる」（10月23日～2月11日）を開催しました。



「明治期における官立高等教育施設の群像」展

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています（平成30年度採択実績：267件）。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する特例が創設されました。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、年齢・障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができるような環境の整備を図り、共生社会の実現に向けた取組を支援します。

(3) 日本芸術文化振興会

①伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています。

平成30年度は、公演事業として、5館で計181公演（1,031回）を実施しました。歌舞伎については、新たに復活した通し狂言「増補双級巴一石川五右衛門一」の上演や過去に復活した作品を再構成した「姫路城音菊礎石」の通し上演などを行いました（国立劇場）。文楽については、明治150年期年として「良弁杉野由来」「増補忠臣蔵」の上演（国立劇場）、吉田玉助襲名披露公演（国立劇場・国立文楽劇場）などを行いました。能楽については、国立能楽堂開場35周年記念公演として、古典作品のほか、新作・復曲作品等の様々な演目を

*7 参照：<http://nama.bunka.go.jp/>

上演しました（国立能楽堂）。沖縄伝統芸能については、開場15周年記念特別公演として「琉球舞踊と組踊り」等7公演（国立劇場おきなわ）のほか、組踊上演300周年を記念する琉球芸能公演として「組踊と琉球舞踊」（国立劇場）を上演しました。

また、外国人を対象とした「Discover KABUKI」, 「Discover BUNRAKU」, 「Discover NOH & KYOGEN」, 「Discover KUMIODORI」を上演しました。伝承者養成事業では、平成31年3月現在、歌舞伎俳優6人、歌舞伎音楽（竹本）2人、歌舞伎音楽（鳴物）1人、歌舞伎音楽（長唄）2人、大衆芸能（寄席囃子）2人、能楽4人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*⁸。

平成30年度、公演事業としてオペラ「魔笛」、日本から世界に発信するオペラ創作委嘱作品「紫苑物語」、バレエ「不思議の国のアリス」、現代舞踊「Summer/Night/Dream」、演劇「ヘンリー五世」など、計29公演（275回）を実施しました。実演家研修事業では、31年3月現在、オペラ15人、バレエ12人、演劇35人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場や舞台美術センター資料館において展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場 外観

第13節 社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は「常用漢字表」（平成22年11月30日内閣告示）を踏まえ、平成28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」*⁹を取りまとめました。この指針では、印刷文字と手書き文字における表現の違いや、筆写の楷書ではいろいろな書き方

*⁸ 参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>

*⁹ 参照：http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai_jikei_shishin.pdf